

公募型プロポーザル方式による事業者選定の実施について（公告）
公募型プロポーザル方式による事業者選定を実施するので、次のとおり公告します。

令和 7 年 9 月 1 日

長 岡 市 長 磯 田 達 伸

1 実施概要

今回実施する公募型プロポーザル方式による事業者選定は、長岡市公立保育園等における紙おむつ等定額利用サービス事業について参加者に提案を求め、その内容を別に定める評価基準によって評価し、最も優れた提案をした者と当該事業について協定書締結に向けた手続を進めるために実施するものです。

2 事業概要

- （１）事 業 名 長岡市公立保育園等における紙おむつ等定額利用サービス事業
- （２）事業場所 長岡市立保育園・認定こども園
- （３）事業期間 令和 7 年 1 1 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
- （４）事業内容 別紙仕様書のとおり

3 参加資格要件

プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる資格要件をすべて満たさなければならない。また、プロポーザルに参加する者が協定書締結までの間に、参加資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- （１） 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- （２） 参加申込書提出時、長岡市の入札参加資格者名簿に登録されていること又は以下の要件をすべて満たす者であること。
 - ア 市税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
 - イ 参加申請を行う日において、引き続き 1 年以上の事業を営んでいる者。ただし、事業承継を受けている場合は、承継前の事業期間を含む。
- （３） 参加申込書の提出から協定書の締結までの間において、長岡市物品調達業者指名停止等措置要綱及び長岡市建設工事請負業者指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- （４） 次の申し立てがされていない者であること。
 - ア 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定に基づく再生手続開始の申し立て
 - イ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定に基づく更生手

続開始の申立て

ウ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく
破産手続開始の申立て

- (5) 暴力団（長岡市暴力団排除条例（平成24年長岡市条例第50号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下に同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下に同じ。）が経営、運営に関与している法人でないこと及び暴力団または暴力団員と関係を有するものではないこと。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）でないこと。
- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- (8) 教育・保育施設において同種のサービス提供の実績が過去3年度以内（令和4～6年度）に5施設以上あること。
- (9) 仕様書に基づく要件に対応できること。

4 候補事業者決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を希望する者は、指定期日までに本市に参加申込みを行い、プロポーザルに参加できるものとする。
- (2) 参加者は、指定期日までに本市に企画提案書等を提出したのち、候補事業者の選定を受けるものとする。
- (3) 本市は、選定の結果、得点が上位1位の提案者1者を候補事業者として選定する。候補事業者と企画提案の内容をもとに、協定書締結に向けて協定条件等について協議を行うものとする。
- (4) 本市と候補事業者との協議が整わない場合は、本市は次順位の者と協議を行うものとする。
- (5) 候補事業者の選定に関する日程については、「11 スケジュール」のとおりとする。

5 参加申込み

- (1) プロポーザルへの参加を希望する者は、令和7年9月9日（火）午後5時までに「プロポーザル参加申込書」（別紙様式1）を電子メールにより「14 問い合わせ先」に送信すること。
- (2) 電子メールの件名は「プロポーザル参加申込書（会社名）」とすること。
- (3) 電子メール送信後、「14 問い合わせ先」に電話にて電子メールの受信を確認すること。

6 質問及び回答

- (1) 質問がある場合は、「質問書」（別紙様式4）に質問事項を記載のうえ、令和7年9月9日（火）午後5時までに、電子メールにより「14 問い合わせ先」に送信すること。

- (2) 電子メールの件名は「プロポーザル質問書（会社名）」とすること。
- (3) 電子メール送信後、「14 問い合わせ先」に電話にて電子メールの受信を確認すること。
- (4) 質疑に対する回答は、質問者全員に電子メールにて令和7年9月12日（金）までに回答するとともに、長岡市ホームページに掲載する。

7 提出書類

- (1) 参加資格にかかる書類：提出部数 各1部（ただし、「エ 資料」は6部）
 - ア 会社概要（別紙様式2）
 - イ 誓約書（別紙様式3）
 - ウ 長岡市の入札参加資格者名簿に登録されていない者は以下の書類
 - (ア) 登記事項証明書（申請月3ヵ月以内に証明されたもの）
 - (イ) 直近の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）
 - (ウ) 市税の未納がない証明書（申請月3ヵ月以内に証明されたもの）
※長岡市に課税がある場合
 - (エ) 法人税・消費税及び地方消費税の未納がない証明書（その3の3様式）
 - エ 参加者が一般的に配布している広報物（チラシ、パンフレット）等の資料
- (2) 企画提案にかかる書類
 - 企画提案書：提出部数 正本1部・副本5部及び電子データ（CD-R1枚）
 - 参加者は、「仕様書」及び「企画提案書作成要領」等に基づき、考え得る最適な方策を企画提案書等により提案する。企画提案は1者につき1提案とすること。
 - ※ 企画提案書表紙は、所定の様式（様式第5号）に基づき作成すること。
- (3) 書類提出の期限、方法及び場所
 - ア 提出期限：令和7年9月19日（金）午後5時必着
 - イ 提出方法：直接窓口へ持参か、書留郵便とする。
 - ※ 窓口への持参は、月曜日から金曜日（土・日曜、祝日を除く。）のうち、午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く。）までとする。
 - ※ 電子メールでの提出は不可とする。
 - ※ 郵送による提出の場合、提出期限までに到着しなかったものは受け付けない。
 - ウ 提出場所：「14 問い合わせ先」
- (4) 企画提案書に対する質問
 - 企画提案書等の内容について、本市が参加者に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。
- (5) 参加を辞退する場合
 - 参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退書」（別紙様式6）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、提出書類の提出期限までに「14 問い合わせ先」に提出する。

8 選定方法及び選定結果

(1) 選定委員会

候補事業者の選定は、各提案者提出の企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、選定委員会が行う。

(2) 選定方法

ア 選定委員会は、各提案者提出の企画提案書及びプレゼンテーションの審査により、評価点が上位1位の提案者1者を候補事業者として決定する。

イ 上位1位の提案者が2者以上いるときは、より高い評価を得た項目の多い者を上位者とし、当該項目が同数の場合には、委員による選考投票で決定する。

1回目の投票で過半数を占めた事業者がいない場合は、最多得票数の事業者と次点の事業者で決選投票を行い決定する。

(3) 評価基準

選定委員会における企画提案書及びプレゼンテーションの評価は、「長岡市公立保育園等における紙おむつ等定額利用サービス事業公募型プロポーザル提案書評価要領」に基づき行うものとする。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、各提案者へ電子メールで通知し、長岡市ホームページへの掲載をもって公表する。

9 協定書の締結方法等

(1) 選定結果通知後、選定された候補事業者と市で詳細を協議し、協議が成立した場合には、当該事業に係る協定書を締結する。

(2) 指名停止等やむを得ない事情により候補事業者と協定書を締結できないときは、次順位の評価を得た者を候補事業者として選定し、協定書を締結する。また、候補事業者が正当な理由なく協定書を締結しないときは、その選定を取り消すとともに、次順位の者を候補事業者として選定し、協定書を締結する。

(3) 協定書金額

提案された月額利用料金の範囲内とする。

(4) 取扱品目

提案された紙おむつ及びおしりふき等の銘柄とする。

10 失格事項

次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出書類が提出期限を過ぎた場合

(2) 本実施要領、企画提案書作成要領に定める事項に違反した場合

(3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合

(4) 本実施要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合

(5) その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

11 スケジュール

選定の流れは次のとおりとする。期日までに必要書類を提出すること。

実施項目	実施日
募集開始日（市ホームページに掲載）	令和7年9月1日（月）
参加申込書提出締切日	令和7年9月9日（火）午後5時必着
質問書提出締切日	令和7年9月9日（火）午後5時必着
質問に対する回答日（市ホームページに掲載）	令和7年9月12日（金）まで
提出書類締切日	令和7年9月19日（金）午後5時必着
プレゼンテーション実施日	令和7年9月29日（月）
選定結果通知日	令和7年10月上旬（予定）

12 実施園の選定方法

各保育園等の希望制により実施園を決定する。

13 その他

- （1） 企画提案書等の作成及び提出に要する一切の費用（旅費及び通信費を含む）はすべて参加者の負担とする。
- （2） プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配付ができるものとし（個人情報および公開によりその者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報を除く。）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。
- （3） 仕様書等内容の詳細については、本事業以外の利用は認めない。
- （4） 提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- （5） 提出された企画提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて本市から疑義の照会を行うことがある。
- （6） 郵送等の事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- （7） やむを得ない理由により本選定を実施することができないと認められる場合は、本選定を中止することがある。なお、この場合において、企画提案に要した費用を本市に請求することはできない。
- （8） 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。
- （9） 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

14 問い合わせ先

長岡市教育委員会 子ども未来部 保育課(さいわいプラザ6階)

住 所：〒940-0084 長岡市幸町2丁目1-1

電 話：0258-39-2219

FAX：0258-39-2259

E-Mail: hoiku@city.nagaoka.lg.jp

担 当：保育運営係

長岡市公立保育園等における
紙おむつ等定額利用サービス事業
公募型プロポーザル実施要領

長岡市教育委員会
子ども未来部 保育課
令和 7 年 9 月

この要領は、長岡市公立保育園等における紙おむつ等定額利用サービス事業の実施にあたり、候補事業者を公募型プロポーザル方式により選定するための手続等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 事業の目的

長岡市公立保育園・認定こども園（以下「保育園等」という。）で使用する紙おむつは、各家庭において記名した紙おむつを持参している。また、保育園等においては、各家庭から持参された紙おむつの在庫管理や補充の連絡等の業務を行っており、保護者、保育者双方にとって時間や手間のかかる作業、業務となっている。

このような状況を改善するため、紙おむつ等定額利用サービスを導入することにより、保護者、保育者双方の負担を軽減し、保育の質の向上を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 名称

長岡市公立保育園等における紙おむつ等定額利用サービス事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業内容

「長岡市公立保育園等における紙おむつ等定額利用サービス事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 事業期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

3 参加資格

プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる資格要件をすべて満たさなければならない。また、プロポーザルに参加する者が協定書締結までの間に、参加資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(2) 参加申込書提出時、長岡市の入札参加資格者名簿に登載されていること又は以下の要件をすべて満たす者であること。

ア 市税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。

イ 参加申請を行う日において、引き続き 1 年以上の事業を営んでいる者。ただし、事業承継を受けている場合は、承継前の事業期間を含む。

(3) 参加申込書の提出から協定書の締結までの間において、長岡市物品調達業者指名停止等措置要綱及び長岡市建設工事請負業者指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次の申し立てがされていない者であること。

ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て

(5) 暴力団（長岡市暴力団排除条例（平成 24 年長岡市条例第 50 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下に同じ。）又は暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）が経営、運営に関与している法人でないこと及び暴力団または暴力団員と関係を有するものではないこと。

- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条の規定によるもの）でないこと。
- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）でないこと。
- (8) 教育・保育施設において同種のサービス提供の実績が過去 3 年度以内（令和 4～6 年度）に 5 施設以上あること。
- (9) 仕様書に基づく要件に対応できること。

4 候補事業者決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を希望する者は、指定期日までに本市に参加申込みを行い、プロポーザルに参加できるものとする。
- (2) 参加者は、指定期日までに本市に企画提案書等を提出したのち、候補事業者の選定を受けるものとする。
- (3) 本市は、選定の結果、得点が上位 1 位の提案者 1 者を候補事業者として選定する。候補事業者と企画提案の内容をもとに、協定書締結に向けて協定条件等について協議を行うものとする。
- (4) 本市と候補事業者との協議が整わない場合は、本市は次順位の者と協議を行うものとする。
- (5) 候補事業者の選定に関する日程については、「11 スケジュール」のとおりとする。

5 参加申込み

- (1) プロポーザルへの参加を希望する者は、令和 7 年 9 月 9 日（火）17 時までに「プロポーザル参加申込書」（別紙様式 1）を電子メールにより「14 問い合わせ先」に送信すること。
- (2) メールの件名は「プロポーザル参加申込書（会社名）」とすること。
- (3) 電子メール送信後、「14 問い合わせ先」に電話にて電子メールの受信を確認すること。

6 質問及び回答

- (1) 質問がある場合は、「質問書」（別紙様式 4）に質問事項を記載のうえ、令和 7 年 9 月 9 日（火）17 時までに、電子メールにより「14 問い合わせ先」に送信すること。
- (2) メールの件名は「プロポーザル質問書（会社名）」とすること。
- (3) 電子メール送信後、「14 問い合わせ先」に電話にて電子メールの受信を確認すること。
- (4) 質疑に対する回答は、質問者全員に電子メールにて令和 7 年 9 月 12 日（金）までに回答するとともに、長岡市ホームページに掲載する。

7 提出書類

- (1) 参加資格にかかる書類：提出部数 各 1 部（ただし、「エ 参考資料」は 6 部）
 - ア 会社概要（別紙様式 2）
 - イ 誓約書（別紙様式 3）
 - ウ 長岡市の入札参加資格者名簿に登録されていない者は以下の書類
 - (ア) 登記事項証明書（申請月 3 ヶ月以内に証明されたもの）
 - (イ) 直近の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）
 - (ウ) 市税の未納がない証明書（申請月 3 ヶ月以内に証明されたもの）
- ※長岡市に課税がある場合

(エ) 法人税・消費税及び地方消費税の未納がない証明書（その3の3様式）

エ 参加者が一般的に配布している広報物（チラシ、パンフレット）等の参考資料

(2) 企画提案にかかる書類

企画提案書：提出部数 正本1部・副本5部及び電子データ（CD-R1枚）

参加者は、「仕様書」及び「企画提案書作成要領」等に基づき、考え得る最適な方策を企画提案書等により提案する。企画提案は1者につき1提案とすること。

※ 企画提案書表紙は、所定の様式（様式第5号）に基づき作成すること。

(3) 書類提出の期限、方法及び場所

ア 提出期限：令和7年9月19日（金）17時必着

イ 提出方法：直接窓口へ持参か、書留郵便とする。

※ 窓口への持参は、月曜日から金曜日（土・日曜、祝日を除く。）のうち、9時から17時（12時から13時を除く）までとする。

※ 電子メールでの提出は不可とする。

※ 郵送による提出の場合、提出期限までに到着しなかったものは受け付けない。

ウ 提出場所：「14 問い合わせ先」

(4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、本市が参加者に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

(5) 参加を辞退する場合

参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退書」（別紙様式6）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、提出書類の提出期限までに「14 問い合わせ先」に提出する。

8 選定方法及び選定結果

(1) 選定委員会

候補事業者の選定は、各提案者提出の企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、選定委員会が行う。

(2) 選定方法

ア 選定委員会は、各提案者提出の企画提案書及びプレゼンテーションの審査により、評価点が上位1位の提案者1者を候補事業者として決定する。

イ 上位1位の提案者が2者以上いるときは、より高い評価を得た項目の多い者を上位者とし、当該項目が同数の場合には、委員による選考投票で決定する。1回目の投票で過半数を占めた事業者がいなかった場合は、最多得票数の事業者と次点の事業者で決選投票を行い決定する。

(3) 評価基準

選定委員会における企画提案書及びプレゼンテーションの評価は、「長岡市公立保育園等における紙おむつ等定額利用サービス事業公募型プロポーザル提案書評価要領」に基づき行うものとする。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、各提案者へ電子メールで通知し、長岡市ホームページへの掲載をもって公表する。

9 協定書の締結方法等

- (1) 選定結果通知後、選定された候補事業者と市で詳細を協議し、協議が成立した場合には、当該事業に係る協定書を締結する。
- (2) 指名停止等やむを得ない事情により候補事業者と協定書を締結できないときは、次順位の評価を得た者を候補事業者として選定し、協定書を締結する。また、候補事業者が正当な理由なく協定書を締結しないときは、その選定を取り消すとともに、次順位の者を候補事業者として選定し、協定書を締結する。
- (3) 協定書金額
提案された月額利用料金の範囲内とする。
- (4) 取扱品目
提案された紙おむつ及びおしりふき等の銘柄とする。

10 失格事項

次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎた場合
- (2) 本実施要領、企画提案書作成要領に定める事項に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (4) 本実施要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
- (5) その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

11 スケジュール

選定の流れは次のとおりとする。期日までに必要書類を提出すること。

実施項目	実施日
募集開始日（市ホームページに掲載）	令和7年9月1日（月）
参加申込書提出締切日	令和7年9月9日（火）17時必着
質問書提出締切日	令和7年9月9日（火）17時必着
質問に対する回答日（市ホームページに掲載）	令和7年9月12日（金）まで
提出書類締切日	令和7年9月19日（金）17時必着
プレゼンテーション実施日	令和7年9月29日（月）
選定結果通知日	令和7年10月上旬（予定）

12 実施園の選定方法

各保育園等の希望制により実施園を決定する。

13 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する一切の費用（旅費及び通信費を含む）はすべて参加者の負担とする。
- (2) プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配付ができるものとし（個人情報および公開によりその者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報を除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。
- (3) 仕様書等内容の詳細については、本事業以外の利用は認めない。

- (4) 提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (5) 提出された企画提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて本市から疑義の照会を行うことがある。
- (6) 郵送等の事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (7) やむを得ない理由により本選定を実施することができないと認められる場合は、本選定を中止することがある。なお、この場合において、企画提案に要した費用を本市に請求することはできない。
- (8) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。
- (9) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

14 問い合わせ先

長岡市教育委員会 子ども未来部 保育課(さいわいプラザ6階)

住 所：〒940-0084 長岡市幸町2丁目1―1

電 話：0258-39-2219

F A X：0258-39-2259

E-Mail：hoiku@city.nagaoka.lg.jp

担 当：保育運営係

企画提案書作成要領

長岡市公立保育園等における紙おむつ等定額利用サービス事業における企画提案書作成要領は、次のとおりです。

1 提案書の内容

- (1) 企画提案書は、自由書式とします。
- (2) 用紙の大きさは原則A4版縦、横書き、左綴じ、両面印刷とする。ただし、記載内容により、見やすさ等に配慮してA4版横又はA3版（綴じる際にはA4版の大きさに折り込むこと。）のページを含んでも構いません
- (3) 提案については、「提案書評価要領 4 評価基準」の評価項目に関する提案を記載して下さい。
- (4) 企画提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。
 - ア 企画提案書に記載する内容は、文書、イメージ図などを用い、具体的に記載すること。
 - イ 文字は注記等を除き原則として11ポイント程度以上の大きさとする。
 - ウ 企画提案書のページ数は表紙を含めて20枚以内としてください。
 - エ 多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写・印刷する場合でも見易くなるように配慮してください。
 - オ 本文の各ページには、下部にページ番号を表示してください。
 - カ 表紙は（別紙様式5）のとおりとしてください。

2 提案書の提出条件及び留意事項

- (1) 参加者は、提案書及び提出書類に記載されている一切の内容について同意したものとみなします。
- (2) 提出期限以降に提出された提案書は受付できません。また、差替及び再提出は認めません。
- (3) 提案書が次のいずれかに該当する場合は、無効となる場合があります。
 - ア 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - イ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。ただし、トイレトレーニングに対応した通常よりも安価なプランを別途設けることは可とします。

3 問い合わせ先

長岡市保育課（さいわいプラザ6階）

住 所：〒940-0084 長岡市幸町2丁目1-1

電 話：0258-39-2219

FAX：0258-39-2259

E-Mail：hoiku@city.nagaoka.lg.jp

担 当：保育運営係

長岡市公立保育園等における紙おむつ等定額利用サービス事業仕様書

1 事業名

長岡市公立保育園等における紙おむつ等定額利用サービス事業

2 事業目的

長岡市公立保育園・認定こども園（以下「保育園等」という。）で使用する紙おむつは、各家庭において記名した紙おむつを持参している。また、保育園等においては、各家庭から持参された紙おむつの在庫管理や補充の連絡等の業務を行っており、保護者、保育者双方にとって時間や手間のかかる作業、業務となっている。

このような状況を改善するため、紙おむつ等定額利用サービスを導入することにより、保護者、保育者双方の負担を軽減し、保育の質の向上を図ることを目的とする。

3 事業概要

保育園等に在園している児童が、保育園等で使用する紙おむつ、おしりふき、紙エプロン及び手口ふき（以下「紙おむつ等」という。）を定額利用できるものとし、利用を希望する児童が在籍する保育園等で紙おむつ等定額利用サービスの提供業務を実施する。

4 事業実施期間

令和7年11月1日から令和11年3月31日まで

5 実施場所

保育園等28施設のうち、実施希望園

6 事業内容

提供事業者（以下「事業者」という。）は、以下のサービスの提供を行う。

(1) サービスの利用に関する契約及び契約期間

ア 契約は、サービスの利用を希望する児童の保護者（以下「保護者」という。）が直接事業者へ申し込むこととし、事業者と保護者の直接契約とする。なお、本市及び各保育園等は料金徴収、還付、滞納整理、契約、解約等には関与しない。

イ 契約期間は1カ月毎とし、「4 事業実施期間」に定める期間中は保護者からの申し出がない限り自動更新とすること。

ウ 「4 事業実施期間」に定める期間中に新たに利用を希望する者がいる場合、期間途中での新規契約を可能とすること。

エ 「4 事業実施期間」に定める期間中に保護者が解約を申し出た場合、期間途中での解約を可能とすること。なお、解約後に再度の利用を希望する者がいる場合は、期間途中での契約を可能とすること。

オ 「4 事業実施期間」に定める期間中に、退園や長期休園等の理由でサービスを継続できない場合の手続について、あらかじめ保護者に示しておくこと。

(2) 紙おむつ等の規格及び利用料金

- ア 紙おむつ等は、国内流通品とすること。
- イ 紙おむつは、利用児童の年齢等に応じて必要なサイズ・タイプ（テープ・パンツ）を取り扱うこと。
- ウ 利用料金は「月額定額制」とし、児童1人につき1契約とする。
- エ 紙おむつ等の利用枚数に上限は設けないこと。ただし、トイレトレーニングに対応した通常よりも安価なプランを別途設けることは可とする。
- オ 利用料金の徴収（還付を含む。）は、事業者と保護者との間で行うこととし、口座振替のほか、クレジットカード等のキャッシュレス決済に対応すること。
- カ 「4 事業実施期間」の最初に、利用者確保のため、最低1か月間の無料トライアル期間を設けるよう努めること。

(3) 納品体制・衛生管理

- ア 紙おむつ等は次のいずれかの方法により保育園等へ直接納品すること。
 - (ア) 事業者が、1週間に一度程度保育園等に出向き、在庫を確認のうえ必要に応じて補充を行う方法。
 - (イ) 納品枚数、納品時期については、各保育園等の要望に従い、事業者又は紙おむつメーカーが直接各保育園等へ納品する方法。ただし、在庫管理、発注等が、保育園等の業務負担にならないシステム等が実装されていること。
- イ 紙おむつ等の納品の時間帯については、事業者と各保育園等において協議し決定すること。
- ウ 汚染・破損等を生じた紙おむつ等を利用者に提供することがないよう留意すること。
- エ 事業者は、利用児童名簿一覧等、申込者の一覧が確認できる資料を各保育園等へ提供し、利用者等に変更がある場合は遅滞なく各保育園等へ報告すること。

(4) 問合せ対応

事業者は、保育園等及び保護者からの問い合わせや苦情等について、サポート体制を整備し、丁寧かつ適切に対応すること。

(5) 保育園等及び保護者への周知

- ア 事業者は、当該事業者のサービス内容が分かる資料（1～2枚程度。ホームページ等で内容を補完することも可）を作成し、後日指定する期日までに必要数を各保育園等に配布すること。
- イ 「4 事業実施期間」に定める期間中の入園希望者等に配布する資料（サービス内容が分かるもの）について、各保育園等からの要望により必要数を直接各保育園等へ提供すること。
- ウ 各保育園等に対し、説明資料やマニュアル、保護者の利用申込書等を作成し配布すること。また、サービス開始前に関係職員への説明会を実施し、円滑な運営ができるよう必要な措置を講じること。また、運営開始後も、各保育園等の求めに応じ、円滑な運営ができるようサポートすること。
- エ 利用者向けQ&Aを作成し、ホームページ等による周知を行う等、保護者の負担軽減に対する措置を講じること。

(6) その他

- ア サービスの導入は保育園等 1 園につき、利用希望者が 1 人以上の場合にサービスを導入する。
- イ 利用希望者がおらず、未導入となった保育園等において、「4 事業実施期間」に定める期間途中に 1 人以上の利用希望の申し出があった場合は、利用希望に応じて柔軟に対応すること。
- ウ 閉園予定の園及び今後閉園が決定した園のサービス実施期間は、閉園までの期間とする。
- エ 選定時に提示したサービス内容を低下させるようなサービスの変更はしないこと。
- オ 事業者は、個人情報保護に関する方針を保有し、メール送付の誤送信防止や契約者名簿等の保管など、適切な個人情報保護の措置を講じること。
- カ 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、本仕様書に定めない事項が生じた場合は、必要に応じて本市と事業者が協議して定めるものとする。

長岡市公立保育園等における紙おむつ等定額利用サービス事業 公募型プロポーザル提案書評価要領

1 目的

この要領は、長岡市公立保育園等における紙おむつ等定額利用サービス事業について、公募型プロポーザル方式により最も適した事業者を選定する際の提案書の評価方法に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業者の選考

- (1) 提案書の評価及び事業者の選考は、選考委員会を設置して行う。
- (2) 選考委員会の委員は別に定め、長岡市教育委員会子ども未来部保育課が庶務を行う。
- (3) 選考委員会は、提案書の提出者かつヒアリング参加者の中から、最も優秀と認められる事業者1者を選考する。

3 選考方法

- (1) 提案書記述項目及びプレゼンテーションの内容に関して、評価基準に基づき各委員が採点する。
- (2) 各委員の評価点を平均して算出したもの（小数第2位を四捨五入）を事業者の評価点とし、評価点の最も高い事業者を候補事業者として決定する。
- (3) 評価点の最も高い事業者が2者以上いるときは、より高い評価を得た項目の多い者上位者とし、当該項目が同数の場合には、委員による選考投票で決定する。1回目の投票で過半数を占めた事業者がいない場合は、最多得票数の事業者と次点の事業者で決選投票を行い決定する。

4 評価基準

評価項目		内容	評価の観点	配点
サブ スクリ プシ ン 基本 内容	提供品の品質等	・提供する製品の情報、納入可能な紙おむつのサイズ、タイプについて ・紙おむつのほか、おしりふき等、合わせて提供可能な製品の情報について	・提供する紙おむつ及びおしりふき、紙エプロン、手口ふきは、日本国内で広く認知されており、保護者が安心して利用できるものであるか。 ・紙おむつ以外のオプション（紙エプロン・手口ふき等）のみのサービス利用が可能か。	20
	提供品の価格	・保護者への提供価格について（決済代行手数料がかかる場合は、その金額も提示すること）	保護者が抵抗なく利用できる価格での提供を提案しているか。	20
	トライアル	トライアル（無料お試し期間）の設定について	保護者にサービスが広く認知してもらえるよう、最低1か月間のトライアル期間が設定されているかどうか。	10

	利用開始・ 解約手続き	利用、解約手続き(オンラインで 手続きできる場合は導入状況)に ついて	・利用、解約手続きは保護者にとってわ かりやすく、手続きしやすいものとな っているか。 ・サブスクリプションの利用・解約手続 きは保育園等の負担が生じていない か。	20
	支払方法	保護者のサービス利用料金の支 払方法について	・利用料金の支払方法について、複数か ら選択できるようになっているか。 ・保護者にとってわかりやすく、手続き しやすいものとなっているか。また、保 育園等の負担が生じていないか。 ・長岡市が公立保育園に導入している キャッシュレス決済サービス(enpay) に対応できるか。	20
発注・ 納品等	発注業務	施設での発注方法(オンラインで 手続きできる場合は導入状況)に ついて	発注事務や契約者数の把握について、 保育園等の利便性・負担軽減を考慮し た提案がされているか。	20
	配送・納品	・配送、納品について ・最低配送数量について(1箱か ら配送可能かどうか。1箱配送の 場合、通常配送と月額料金が異な る場合はその金額について提示 すること) ・納品までの最短日数について	・発注から配送、納品について、保育園 等の利便性・負担軽減を考慮した提案 がされているか。 ・小スペースでも在庫管理が可能か。 ・各保育園等へ迅速かつ確実に配送す ることを見据えた効果的な提案である か。	20
支援 体制	保護者から の問い合わ せ対応	保護者からの問い合わせ等への 対応方法について	保護者からの問い合わせ等への対応窓 口について、受付手法や開設時間等が、 保護者ニーズにあった体制となってい るか。	15
	保育園等へ の支援	・保育園等への説明や問い合わ せ等に関する対応およびサポー ト体制について ・トラブルや災害時など緊急時 の対応について	保育園等への事前説明会の開催や問い 合わせ等への対応が丁寧に行われ、ト ラブル対応が迅速であるか。また、突然 の在庫不足や災害時など、緊急時の対 応について有効な提案があるか。	15
その他	自由提案	上記に記載したこと以外で、他社 にはない独自性、他保育園等での 導入実績および経験から得た各 社の強み	上記以外で、本業務を実施するうえで、 保護者・保育園等の負担の軽減、利用促 進、サービスの持続のために有益な提 案があるか。	10

	業務実績	県内の保育・教育施設において、本サービスと同種のサービスを提供している実績について(実証実験も可)	県内の教育・保育施設に本サービスと同種のサービスの提供実績があるか。	10
	提案書およびプレゼンテーション	提案書の書き方およびプレゼンテーションについて	提案書は理解しやすく、情報やデータの使い方、分析・処理の仕方に優れ、効果的に組み込まれているか。プレゼンテーションは要領を得たわかりやすい説明になっているか。質問への応答は適切であるか。時間配分を守っているか	10
評価点合計				190